

令和 5 年 12 月
箱根町地域公共交通会議

箱根湯本温泉旅館送迎バスの運賃改定に対する意見募集について

1 意見募集の実施経緯

箱根湯本温泉旅館送迎バス（以下「旅館送迎バス」という。）は、平成 6 年 4 月から箱根湯本地区への観光客誘致及び宿泊者に対する旅館送迎を目的として、箱根湯本温泉旅館組合が発注者、箱根登山バス株式会社が受注者となって無償での運行が開始されました。その後、平成 12 年から利用者から均一運賃（12 才以上 100 円、12 才未満無料）が徴収されることとなり、現在に至っています。

今般、箱根登山バス株式会社から箱根町地域公共交通会議へ旅館送迎バスの運賃改定（以下「運賃改定」という。）の提案があったことから、道路運送法第 9 条第 5 項の規定に基づき、旅館送迎バスの利用者やその他利害関係者等から意見を募集します。

なお、今回いただいた意見は、道路運送法第 9 条第 4 項及び箱根町地域公共交通会議設置要綱第 6 条の規定に基づいて設置する運賃改定分科会における協議の際の参考とさせていただきます。

2 運賃改定の目的

- (1) 競合路線である箱根登山バス株式会社及び伊豆箱根バス株式会社の路線バスが令和 4 年 10 月に運賃の見直しを実施したことで、旅館送迎バスとの運賃差が拡大している状態を是正する。
- (2) 箱根登山バス株式会社及び箱根湯本温泉旅館組合の財務の健全化により、今後も持続的に旅館送迎バスを運行する。

3 運賃改定の概要

(1) 改定額

現 行：12 才以上 100 円、12 才未満無料

改定後：12 才以上 200 円、6 才以上 12 才未満 100 円、6 才未満無料

(2) その他の改定事項

身体障害者手帳の交付を受けている旅客、知的障害者療育手帳の交付を受けている旅客または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている旅客が

本人であることを確認したときおよびその介護人が介護のために乗車するとき、運賃を割り引くこととする（5割引）。

4 今後の想定スケジュール

時期	実施内容
令和5年12月15日 ～令和6年1月15日 (今回実施)	運賃改定について、利用者やその他利害関係者等からの意見を募集します。
令和6年1月下旬	意見募集の結果を踏まえながら、運賃改定分科会を開催・協議し、分科会としての運賃改定に係る検討結果を取りまとめます。
令和6年1月下旬	意見募集及び運賃改定分科会の結果を踏まえながら、地域公共交通会議としての運賃改定に係る検討結果を取りまとめます。

5 ご意見の提出にあたっての注意事項等

- ①本意見募集は、箱根町地域公共交通会議での協議の参考とすることを目的としているため、いただいた意見に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- ②いただいた意見は、個人情報を除き公開される可能性がありますので、ご承知おき願います。